

5 就業支援情報

漁業就業に当たっては、国、県、市町村において様々な支援を行っています。ここでは、各段階における就業支援情報を紹介します。

(1) 就業相談

① 就業相談窓口

お問い合わせの内容に応じて以下までお気軽にご相談ください。

相談内容	相談先	連絡先
漁業就業総合窓口 ・漁業就業全般 ・各漁業就業支援制度 ・内湾地区(浦安市～富津市)での漁業就業相談	千葉県農林水産部水産局 水産課企画指導室	電話 043-223-3041 メール suisan01@mz.pref.chiba.lg.jp
漁業就業総合窓口 ・漁業就業全般 ・漁業協同組合に関すること ・長期漁業技術研修など	千葉県地域漁業者確保・育成協議会 (事務局:千葉県漁業協同組合連合会指導部)	電話 043-242-6858
安房地区(富津市～鴨川市)での漁業就業相談	館山水産事務所 改良普及課	電話 0470-22-5761
夷隅地区(勝浦市～白子町)での漁業就業相談	勝浦水産事務所 改良普及課	電話 0470-73-0108
銚子・九十九里地区 (大網白里市～銚子市)での漁業就業相談	銚子水産事務所 改良普及課	電話 0479-22-8397
制度資金・共済制度に関すること	千葉県農林水産部 団体指導課経営支援室	電話 043-223-3074

② 就業相談会

千葉県での漁業就業相談を直接行いたい場合は、以下の就業相談会に是非ご参加ください。

就業相談会名	開催時期	場所
漁業就業支援フェア(東京会場)	毎年7月頃 ※年によって2月に2回目を開催することもある	東京都内
千葉県農林水産就業相談会	毎年11月～12月に1回	千葉市内
館山漁業就業相談会	毎年8月に1回	安房合同庁舎(館山市内)

(2) 漁業体験

事業名	水産業インターンシップ(県事業)	短期漁業技術研修(県事業)
対象	高校生	既卒者(高校生以外)
研修(体験)期間	2～5日間(要相談)	原則5日間(日数は相談可)
内容	興味のある漁業での体験や見学を行う。	就業を希望する漁業での操業体験等を行う。
費用等	研修経費は、県が負担します。本人は現地までの交通費、食費、宿泊費などを負担します。	
申込先	千葉県農林水産部水産局水産課企画指導室(電話043-223-3041)にお問い合わせください。	

(3) 研修

事業名	対象	研修期間	内容	その他
中期漁業技術研修 (県事業)	千葉県での漁業就業を目指す新規漁業就業希望者 ※一定期間、漁業研修や漁業従事の実験、漁業給付金の受給等があった場合は対象外となります。	3か月間	指導漁業者の雇用下において、実際に漁業に従事し、漁業への適性判断や技術習得を行う3か月間の漁業技術研修。	千葉県から委託された事業実施主体が実施します。募集は「漁師.jp」や就業相談会で案内します。
長期漁業技術研修 (国事業)		原則1年間	指導漁業者の雇用下において、実際に漁業に従事し、漁業への適性判断や技術習得を行い、研修後は継続雇用を目指す1年間の漁業技術研修。	千葉県地域漁業者確保・育成協議会が実施します。詳細は前ページの漁業就業総合窓口までお問い合わせください。
次世代人材投資事業 (準備型) (国事業)		最大2年間	漁業学校等で漁業を学ぶ研修生に研修経費として年間150万円を給付する。 なお、本事業の利用を希望する場合は、前年度までに相談が必要。	
新規漁業者研修 受入事業 (船橋市事業)	船橋市漁業協同組合の新規みなし組合員	最大60日間	指導漁業者による座学や実地研修。	船橋市が実施します。 問い合わせ先: 船橋市農水産課 電話:047-436-2492
新規就業者 フォローアップ研修 (県事業)	漁業就業から原則5年間以内の若手漁業者	1日～ (内容による)	先輩漁業者等による漁業技術・経営などの実地又は座学研修を行う。	

(4) 就業・求人案内

千葉県内での漁業の求人情報は以下のウェブサイトからご覧ください。

ウェブ サイト名	運営	求人内容	URL	2次元コード
漁師.jp	(一社) 全国漁業就業確保育成支援センター	県内の漁業全般	https://www.ryoushi.jp/	
船員求人 情報ネット	(公財) 日本船員雇用促進センター	県内の漁業の船舶職員(海技士)や船員(甲板員等)	https://jobs4seamen.net/	

(5) 独立

小型漁船漁業での独立に必要な支援制度を紹介します。

(1) 漁船や漁業機器取得支援

① 沿岸漁業改善資金

- ・新規就業者の経営開始や経営改善に必要な漁船や漁業機器の取得費用などを無利子で県が直接貸与します（償還期間は概ね7年間、年1回元金均等償還）。
- ・要連帯保証人（原則千葉県内在住で、300万円未満1人、300万円以上2人）
- ・利用に当たっては県、所属漁協、信漁連に御相談ください。

② 漁業近代化資金

- ・漁業経営の近代化を図るため、省エネ型機関などの取得費用などを低利子で信漁連が融資します。
- ・連帯保証人不要（ただし、一定額以上は全国漁業信用基金協会の債務保証が必要）
- ・利用に当たっては信漁連に御相談ください。

③ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業（漁船リース事業）

- ・中核的漁業者を対象に漁業所得を5年以内に10%以上向上させることを目標に、所得向上の取組に必要な漁船等の導入をリース方式により支援します（取得費用1/2、貸付利息全額補助）。
- ・希望される場合は事前に県、千葉県漁船リース事業協会、所属漁協などに御相談ください。

④ 水産業成長産業化沿岸地域創出事業（新リース事業）

- ・地域における資源管理の強化と所得向上の両立に必要な漁船や漁具等のリース方式による導入を支援します（取得費用1/2、貸付利息全額補助）。
- ・希望される場合は、所属漁協に御相談ください。

⑤ 新規漁業者対策事業（船橋市事業）

- ・船橋市漁協で新規にみなし組合員となった者の漁船・漁具等の取得を補助します（補助率1/2以内又は100万円以下のいずれか低い金額）。
- ・詳細は船橋市農水産課までお問い合わせください（電話047-436-2492）

(2) 経営資金支援

① 農林漁業セーフティネット資金

- ・農林漁業者が不慮の災害や社会的・経済的な環境の変化などで売上が減少し、資金繰りに支障を来たした場合に長期運転資金（原則最大600万円、償還期間10年以内）を低利子で日本政策金融公庫が融資します。
- ・利用に当たっては、信漁連に御相談ください。

(3) 経営安定化支援

① 漁業共済制度

- ・不漁、魚価安、自然災害等による損失を補てんする制度です。
- ・独立自営した新規就業者については、漁獲実績の無い1年目には加入できません。また、漁獲実績が5年になるまでは補償限度額が一定率控除されます。
- ・加入には所属漁協に御相談してください。制度については千葉県漁業共済組合又は千葉県団体指導課にお問い合わせください。

(4) 操業時の事故等の支援

① 漁船保険

- ・漁船につき不慮の事故による損害の復旧を容易にすること、漁船の運航に伴う費用の負担及び賠償責任の発生により漁業経営が困難となることを防止するための漁船に係る保険です。主に、沈没、座礁などの事故による損害に対する普通損害保険、衝突した際の第三者への賠償責任や乗組員の事故に対する漁船船主責任保険、船主（漁船の乗組員）の死亡・行方不明・後遺障害に対する漁船乗組船主保険などがあります。義務加入トン数のある普通損害保険については、国から保険料が補助され、自己負担が軽減されています。

(5) その他共済制度

① ノリコー（乗組員厚生共済）

- ・不慮の事故による万一の場合と後遺障害を保障し、さらに特約を付加することで、入院・手術、通院や、病気による万一の場合も保障する1年以内の短期の共済。利用目的によって漁業従事者や乗組員を対象にした傷害共済契約、船員保険や労災保険の上積み保障として従業員を対象とした漁業労働災害共済契約などがあります。